

資格・総合

街の不動産トラブルを解決する

調停人候補者紹介

ADR（裁判外紛争解決）という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。（一社）日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るのは、一部ではあります。が、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動は、それ自体が広い意味でのADRと呼ぶことができるでしょう。（二社）では、そのような街の調停人候補者の方々の声をご紹介します。

賃貸マンション(アパート)「過去立会い時の原状回復費用は国土交通省ガイドライン」および民法の改正により、いく分明確になってきたことは、「非弁行為」とはならず、人候補者となつた主な理由は、相手に高額な退去費用を請求している事業者が存在しています。敷金診断士である私は敷金診断を業務の中心としているため、「過去時の退去立会い時に、退去立ち会い時に、相談に応じられることが求められます。加えて、問題解決まで十分なアドバイスができる」とと共に、依頼者によることが多い安心感を与えることが挙げられます。

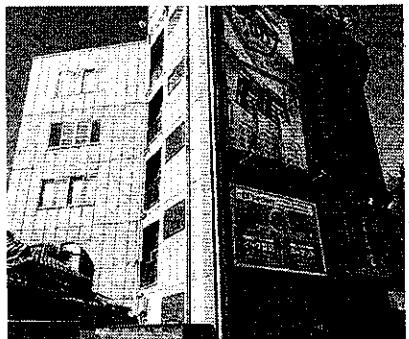
【調停人候補者】

浅井世郎氏

愛知敷金診断士事務所 代表 (愛知県名古屋市)

主の代理で借
主が不在でも
退去立ち会い
ができるよう
になれば、全
国で爆発的に
需要は増える
と思います。
格者〔敷金詐欺士〕による入
居時の部屋状態確認」「入居
中のトラブル等」「契約内容」
「ガイドライン・民法」「AD
Rによる解決」などのセミ
ナーを開けば、調停人候補者
の地位的向上にもつながると
思います。

事務所入り口



事務所外觀

ない場合は、少額訴訟になってしまい」とが多いため、今後は更なる努力をしていきたいと考えています。